

2015年1月23日

各 位

会 社 名 ソニー株式会社
代 表 者 名 代表執行役 平井 一夫
(コード番号 6758 東証 第1部)
問 合 せ 先 財務部 VP 村上 敦子
(TEL: 03-6748-2111(代表))

2014年度第3四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出を行いましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 対象となる四半期報告書

2014年度第3四半期報告書

2. 延長前の提出期限

2015年2月16日

3. 延長が承認された場合の提出期限

2015年3月31日

4. 提出期限の延長を必要とする理由など

2014年11月、当社の連結子会社であり、映画事業セグメントを構成する Sony Pictures Entertainment Inc. (以下、「ソニー・ピクチャーズ」)は、同社のネットワーク及びITインフラに対する第三者からのサイバー攻撃を認識し、その結果、同社においてネットワーク機器の破壊や大量のデータへの不正アクセスを伴う大規模なネットワーク・ITシステム障害が生じました。危険かつ極めて高い技術に基づくものであると後に認識されるこのサイバー攻撃を受けて、ソニー・ピクチャーズは全てのネットワークを停止しました。

その後、ソニー・ピクチャーズは、ネットワーク及びシステムの復旧に努めているものの、このシステム障害が大規模なものであり、かつ、不用意な再稼働による被害拡大を防ぐための措置を講じる必要が生じたため、同社の財務・会計アプリケーションを含むビジネス活動に必要な基幹ITアプリケーションの大部分を2015年2月上旬まで利用できないと見込んでおります。ソニー・ピクチャーズは、当該アプリケーションの復旧後直ちに第3四半期決算に関する業務

を開始する予定ですが、同年 2 月上旬に復旧したとしても、2 ヶ月にも渡るシステム停止期間中に入力できなかった経理処理やデータの整合性の確認に要する時間を考慮すると、2 月中旬の四半期報告書提出に向けて、同社の第3四半期決算業務を完了するために必要な時間を十分に確保することができないと見込んでいます。これらの状況を踏まえ、当社は、四半期報告書の提出期限である 2015 年 2 月 16 日までに当社の 2014 年度第 3 四半期連結財務諸表の作成及び会計監査人のレビューを完了することができないと見込んでおり、かかる理由により 2014 年度第 3 四半期報告書の提出期限延長についての申請を行いました。なお、現状を踏まえ、今回延長承認を申請する 2015 年 3 月 31 日までには、当社の 2014 年度第 3 四半期連結財務諸表の作成及び会計監査人のレビューを完了し、2014 年度第 3 四半期報告書を提出できると見込んでいます。

5. その他

2015 年 2 月 4 日に予定していた 2014 年度第 3 四半期業績発表及び業績説明会につき、同日時点では、上記の理由によりソニー・ピクチャーズの 2014 年度第 3 四半期決算業務が完了しない見込みであるものの、投資家、株主、証券アナリスト、報道関係者及びその他ステークホルダーの皆様は、同日時点での情報に基づき、合理的に開示可能な範囲で 2014 年度第 3 四半期業績の最新見通しをお伝えすべく、2015 年 2 月 4 日にかかる発表および説明会を行う予定です。また、このサイバー攻撃が業績に与える影響については精査中ではあるものの、現時点では軽微と認識しています。

以上